

⑥ 段級制委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑥項の段級制委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、会員の卓球競技の実力または功績を表し、また愛好者のさらなる向上目標となっている本会の卓球の段・級制を普及・発展させ、段位・級取得者の拡大とともに本会財政基盤の確立のために活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 段級制の普及・拡大のための研究・立案
- 2) 段位・級の取得者名簿の管理
- 3) ハンドブック掲載名簿の見直し・管理

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 10名以内

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長が推薦した者若干名からなり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 全体会議を年1回行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 名簿のチェックを定期的の実施し、最新の情報を把握することを心掛ける。
- 3) 活動にあたっては、取得者の満足度を高め、さらなる高位取得を促すような施策を研究・立案・実行する。また、未取得者の取得願望をかき立て、取得者増大の施策を研究・立案・実行する。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。